

入院食事療養費（自己負担額）の見直しについて

令和8年6月1日より、診療報酬改定に伴い入院食事療養費と自己負担額が変わります。「医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する」観点からで1食当たり40円引き上げるため下記のように変更されます。

- 令和8年5月31日まで

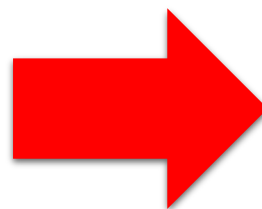
食事総額 690円(1食)

- 令和8年6月1日以降

食事総額 730円(1食)

《自己負担額》

一般所得者の場合	510円
住民税非課税世帯の場合	190円または240円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円



《自己負担額》

一般所得者の場合	540円
住民税非課税世帯の場合	220円または270円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	130円